最新判決情報

2024 年

〔11 月裁判所 HP 公開分〕

●シン･ゴジラ立体商標事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 10 月 30 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（行ケ）10047　審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告：東宝㈱
被告：特許庁長官</td><td rowspan="3">判決要旨：
まず、本願商標の立体的形状に係る特徴（映画「ゴジラ」シリーズのキャラクターに共通する体型・顔・頭部等の特徴）も、世上一般的にみられる恐竜や怪獣をかたどった立体的形状が有する特徴と本質的に異なるものではなく、指定商品に係る商品の形状そのものの範囲を出るとまで認めることはできない、として識別力を欠く（3 条 1 項 3 号）との判断がされた。
次に、商標法 3 条 2 項の「使用」の直接の対象は本願商標に係るシン・ゴジラの立体的形状に限られるとしても、その結果「需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができる」に至ったかどうかの判断に際して「シン・ゴジラ」に連なる映画「ゴジラ」シリーズ全体が需要者の認識に及ぼす影響を考慮することは何ら妨げられるものではなく、むしろ必要なことというべきであるとしたうえで、シン・ゴジラの立体的形状は前記特徴を全て備えており、映画の商業的成功、使用商品（本願指定商品）の販売数量や販売額、アンケート調査の結果などを踏まえ、本願商標についてはその指定商品に使用された結果、需要者である一般消費者が原告の業務に係る商品であることを認識できるに至ったと認められると判断された（3 条 2 項該当）。

コメント：
本件は、指定商品そのものの形状が問題となる第 28 類の「縫いぐるみ」や「人形」の分野についての判断であり、これとは異なる第 9,16,25,28,41 類といった商品･役務分野では、本件立体的形状は識別力を問題とされず既に登録となっている（第 6312530 号）。</td></tr>
<tr><td>対象商標</td><td>本願商標

第 28 類「縫いぐるみ,ｱｸｼｮﾝﾌｨｷﾞｭｱ,その他のおもちゃ,人形」</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>使用による識別力あり（商標法 3 条 2 項）</td></tr>
</table>

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved

●マーくん事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 9 月 12 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（行ケ）10029　審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告：㈱ロッテ
被告：特許庁長官</td><td rowspan="3">判決要旨：
両商標はいずれも観念において比較できない上、商標の外観上の相違は強い印象を与えるものとはいえないから、これらは称呼の同一性をしのぐほどの差異として需要者に認識されるものとはいい難い、などとして互いに紛れるおそれのある類似の商標であると判断された。

コメント：
本願商標の「マーくん」はプロ野球球団（千葉ロッテマリーンズ）のマスコットキャラクター名だが、報道も千葉県内のニュースとして報じられているにとどまる、なとどして特定の観念は生じないとされた。また、商標の外観については、一般におこなわれる文字種の相互変換で、出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるとはいい難い、とされている。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本願商標
「マーくん」（標準文字）
第 25・28 類

引用商標
「Markun.」（標準文字）
第 28 類</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>類似（商標法４条１項 11 号）</td></tr>
</table>

●Air liquid 事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 10 月 29 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（行ケ）10006　審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告：ﾚｰﾙ･ﾘｷｰﾄﾞｰｿｼｴﾃ･ｱﾉﾆﾑ･ﾌﾟｰﾙ･ﾚﾃｭｰﾄﾞ･ｴ･ﾚｸｽﾌﾟﾛﾜﾀｼｵﾝ･ﾃﾞ･ﾌﾟﾛｾﾃﾞ･ｼﾞｮﾙｼﾞｭ･ｸﾛｰﾄﾞ
被告：㈱エアー</td><td rowspan="3">判決要旨：
本件商標の需要者は一般消費者のうち喫煙者及びたばこに関心のある者と解されるところ、産業ガス・医療ガス（引用商標の使用分野）の供給を受ける事業者はそれに応じた設備等を有する者に限られることに鑑みれば、本件商標の需要者の大半は産業ガス・医療ガスの分野の知識をそれほど有しないと推認され、本件商標の需要者の間では引用商標が日本エア・リキード社（原告子会社）の商標として認識されているとは認められず、まして引用商標がフランス法人である原告の商標として広く認識されているとは認められない、などと判断された。
また、本件商標の指定商品と産業ガス・医療ガスとは、性質、目的、用途、使用方法、使用者、製造者、販売者、取引態様等が大きく異なり、同一営業主の製造又は販売に係る商品と誤認される事情は認められないともされた（以上 10 号）。

コメント：
15 号・7 号に関する主張もなされたが、認められなかった。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
「Air liquid」（標準文字）
第 34 類「電子たばこ」他

引用商標
「Air Liquide」</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>周知性なし（商標法 4 条 1 項 10･15･7 号）</td></tr>
</table>

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved

●AWG 治療事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁 令和 6 年 11 月 11 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6(行ケ)10028 審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告:㈱ジーウェーブ
被告:ハウル㈱</td><td rowspan="3">判決要旨:
「医療用機械器具の貸与」と、「医療用機械器具」の製造・販売とは、同一事業者によって行われている例が多数みられ、用途、販売・提供場所、需要者の範囲といった取引の実情を踏まえると、これらに同一の構成の商標(「AWG 治療」)を使用する場合には、同一の営業主体の製造・販売又は提供する商品・役務と取引者・需要者に誤認されるおそれがあるものと判断された。
また、本件商標の登録が有効なものだとすると、「AWG 治療」の商標を医療用機械器具に付した上でこれを貸与する行為(当然に「引渡し」を包含する。)は、通常、本件商標に係る商標の使用と認めるのが自然であり、引用商標と商標権の及ぶ範囲の重複・抵触が生じかねず、このような状況を招来させるのは、権利範囲の問題と登録要件の問題が理論上は別個の問題であるにせよ、商標法全体の整合的解釈という観点からは好ましいことでない、として前記商品及び役務は類似するものと判断するのが適切であるとされた。

コメント:
商品・役務間の類否が争われ、上の範囲において特許庁の判断が覆されたケースである。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
「AWG 治療」(標準文字)
<u>第 44 類</u>「医療用機械器具の貸与」他

引用商標
「AWG 治療」(標準文字)」
<u>第 10 類</u>「医療用機械器具(「歩行補助器・松葉づえ」を除く。)」他</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>類似(商標法 4 条 1 項 11 号)</td></tr>
</table>

●貴醸酒事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁 令和 6 年 11 月 13 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6(行ケ)10075 審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告:㈱JFIT-Link
被告:榎酒造㈱</td><td rowspan="3">判決要旨:
「貴醸酒」が国税庁醸造試験所において開発された、水の代わりに清酒で仕込んだ製法により醸造された清酒の名称であり、同試験所の故 A 博士によって命名されたものと認めることはできるものの、当該清酒の名称が当然に事業の名称となるものではない、貴醸酒を開発したのが国税庁醸造試験所であり、国税庁長官が製法に関する特許権を有していたとしても、直ちに「貴醸酒」がその「事業」を「表示」する標章であったということにはならない、などとして商標法 4 条 1 項 6 号には該当しないと判断された。

コメント:
原告は、特許庁の審判手続において答弁書副本を受領してから審理終結通知の送付まで 1 週間もなかったとして、反論の機会を与えなかった手続違背も主張したが、審判合議体には事件の審理が熟したと判断するについて裁量権がある、などとして当該裁量権の逸脱があったとは認められなかった。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
「貴醸酒」(標準文字)
第 33 類「清酒」</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>公益事業表示にあたらない(商標法 4 条 1 項 6 号)</td></tr>
</table>

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved

●ランプシェード立体商標事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 10 月 30 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（行ケ）10025　審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告：㈱アイエーシーインターナショナル
被告：ルイス　ポールセン　エイ/エス</td><td rowspan="3">判決要旨：
原告は、被告がデザイナーA　又はその相続人から本件商標に係る商品の著作権についてライセンス契約の締結を受けていないとしてこれを問題とするところ、商標法には他人の著作権と抵触するような商標登録を禁じる規定はなく、むしろそのような商標登録が発生し得ることを前提に同法 29 条により先行著作権との調整を図っているのであって、他人の著作権との抵触の一事をもってして同法 4 条 1 項 7 号には該当しない、また、被告と A 又はその相続人との間で本件商標に係る著作権について紛争となっている等、その出願が国際信義に反するような事情が生じていることの主張立証はない、などと判断された。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
 </td></tr>
<tr><td>結論</td><td>公序良俗違反なし（商標法 4 条 1 項 7 号）</td></tr>
</table>

●ZOOM 事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 10 月 31 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（行ケ）10045　審決取消請求事件</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告：ズーム・ビデオ・コミュニケーションズ・インク
原告：㈱トンボ鉛筆
被告：㈲パーム
被告補助参加人：㈱ズーム</td><td rowspan="3">判決要旨：
本件商標の書換登録後の指定商品「電子計算機」は、電子の作用をその機械器具の機能の本質的な要素としているものだけを含み、その「電子計算機」に含まれる周辺機器も、中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路等の周辺機器のみがこれに当たり、ハードディスクユニット等の電子計算機外部の周辺機器はこれに当たらないとされた。
その上で、原告の使用商品である静電容量式のタッチペン付きの尾栓は、人の指などの導電性の物に代わる入力手段に過ぎないため、「電子計算機」には含まれず、その周辺機器にも当たらないとされた。また、別の使用商品である多機能ペンは筆記具である上、静電容量式のタッチペン付きの尾栓を備えていることを考慮しても、同様に「電子計算機」には含まれず、その周辺機器にも当たらないとされ、指定商品（「電子計算機,電子計算機用プログラム,電子式卓上計算機」）についての本件商標の使用が認められなかった。

コメント：
被告補助参加人は「ZOOM」の商標権を有しており、これに基づく原告ズーム社を被告とする商標権侵害行為差止等請求訴訟が係属中であり、原告ズーム社は本件商標の分割譲渡（「電子計算機用プログラム」）を受けた商標権に基づき、登録商標の使用の抗弁及び権利濫用の抗弁を主張しているとのことである。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
ZOOM
第 9 類「電子計算機,電子計算機用プログラム,電子式卓上計算機」他</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>不使用（商標法 50 条 1 項）</td></tr>
</table>

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved

●MIRAILAB BIOSCIENCE 事件

東京地裁　令和 6 年 11 月 1 日		
令和 4(ワ)18393　損害賠償請求事件		
当事者	原告：ﾐﾗｲﾗﾎﾞﾊﾞｲｵｻｲｴﾝｽ㈱ 被告：Y	判決要旨： 本件各標章は、いずれも原告商品（サプリメント）を真正な原告の商品として紹介するために掲載されているものであって、本件ウェブページにおいて紹介されている商品の出所であることを示す態様で使用されているものとはいえないから、商標法 2 条 3 項所定の「使用」に当たると認めることはできない、などとして原告の被告に対する会社法 429 条 1 項所定の責任に基づく損害賠償請求は理由がないと判断された。 コメント： 被告は、本件各標章をウェブページで使用していた会社の取締役であるところ、その職務につき商標権侵害等をおこない原告に損害を生じさせたとして、会社法上の責任を問われたのが本件であるが、前記理由などにより請求は棄却された。 また、当事者間の契約に反する偽造・模倣品の販売がおこなわれたなどとして、不法行為責任も問われたが、これらの請求も棄却された。
対象 商標	本件商標 1. NMNPURE 2. MIRAI LAB 3. MIRAILAB BIOSCIENCE 本件標章 1. 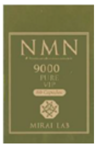 2. MIRAILAB BIOSCIENCE Inc. 3. MIRA[redacted]ABのNMN 他全 6 件	
結論	非侵害（会社法 429 条 1 項等）	

●ワンスプーン控訴事件

大阪高裁　令和 6 年 31 日		
令和 5(ネ)2172　不正競争行為差止等請求控訴事件　（原審：令和 4(ワ)3392）		
当事者	控訴人（一審原告）：ﾎﾜｲﾄｽﾀｰ㈱ 被控訴人（一審被告）：㈱ｱﾄﾗｽ	判決要旨： 被控訴人は控訴人に対し、本件販売契約の終了に伴い原告商品を販売していたサイトを閉鎖する旨を伝えていたが、実際には閉鎖することなく、原告商品のカスタマーレビュー（高評価のものが多数を占める）を残したまま被告商品の専用ページのように一部改変し、被告商品の販売を開始している。そして、同ページにおいて販売を開始した被告商品は原告商品と同種のペット用栄養補助食品であって、その商品名は原告商品の商品名である「ワンスプーン」に一段上等・高級であることを意味する「プレミアム」との語を付加したにすぎない「ワンスプーンプレミアム」である、などとして需要者の誤認を利用するものといえる被控訴人による被告商品の販売態様は、自由競争の範囲を逸脱した違法な販売態様で控訴人の顧客を奪っているため不法行為を構成すると判断された。 コメント： 本コンテンツ 2023 年 9 月公開分の事件に係る控訴審判決である。原審同様に周知表示あたらないとして不競法違反は認められなかったが、控訴審では原審とは異なり不法行為にあたると判断された。
対象 製品	原告（控訴人）の商品名称 **「ワンスプーン」** 被告（被控訴人）の商品名称 **「ワンスプーンプレミアム」**	
結論	不法行為（民法 709 条）	

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved

●すしざんまい控訴事件

<table>
<tr><td colspan="3">知財高裁　令和 6 年 10 月 30 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（ネ）10031　不正競争行為差止等請求控訴事件　（原審：令和 3（ワ）11358）</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>原告（被控訴人）：㈱喜代村
被告（控訴人）：ﾀﾞｲｼｮｰｼﾞｬﾊﾟﾝ㈱</td><td rowspan="3">判決要旨：
被告各表示はその態様に照らし、食材の海外輸出を検討する国内事業者に向けた本件各ウェブページの中で、被告の事業を紹介するために使用されているにすぎず、本件すし店を日本国内の需要者に対し広告する目的で使用されたものではない、などとして被告各表示を付した本件各ウェブページは、本件すし店の「役務に関する広告」に当たると認めることはできないと判断された。
また、仮に被告各表示の使用が本件すし店の「広告」に該当するとしても、本件すし店は日本国外（シンガポール、マレーシア）で飲食物の提供等をおこなうものであるため、原告各商標の国内における出所保護機能を害するものではない、とも判断されている。

コメント：
原審（本コンテンツ 2024 年 4 月公開分）においては、被告各表示は本件すし店（飲食物の提供）を紹介するためのものであるとして、商標権の侵害が認められたが、その判断が覆されたケースである。
商標法上の「使用」（2 条 3 項 8 号）にあたらないとの判断だが、同時に争われた不競法上の主張についても、商品等表示としての「使用」（不競法 2 条 1 項 1 号）にあたらないとされている。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>原告各商標
1. つきじ喜代村 すしざんまい SUSHIZANMAI
2.「すしざんまい」
3.「SUSHIZANMAI」

被告各表示
1.「Sushi Zanmai」
2. 寿司三昧 Sushi Zanmai スシ</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>非侵害（商標法 2 条 3 項 8 号）</td></tr>
</table>

●Robot Shop 控訴事件

<table>
<tr><td colspan="3">大阪高裁　令和 6 年 10 月 18 日</td></tr>
<tr><td colspan="3">令和 6（ネ）185・同 1031　商標権侵害差止等請求控訴・同附帯控訴事件　（原審：令和 2（ワ）7918）</td></tr>
<tr><td>当事者</td><td>控訴人兼附帯被控訴人（一審被告）：ﾛﾎﾞｼｮｯﾌﾟ㈱
被控訴人兼附帯控訴人（一審原告）：ｳﾞｨｽﾄﾝ㈱</td><td rowspan="3">判決要旨：
（基本的には原判決の内容と同様だが、損害額が一部変更された）

コメント：
原審（本コンテンツ 2023 年 12 月公開分）においては、本件商標の出願経緯より、「ロボット」と同一・類似の商品については、商標権侵害の主張は禁反言原則により許されないとされ、非類似商品等については、商標権侵害が認められた。</td></tr>
<tr><td>対象
商標</td><td>本件商標
Robot Shop（標準文字）

被告標章
RobotShop</td></tr>
<tr><td>結論</td><td>侵害・一部認容（商標法 38 条 2 項等）</td></tr>
</table>

©2025 FUJIMarks Japan all rights reserved